

山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

子ども・子育て支援法に基づく「山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量や提供体制等を把握・検討するため、子育て家庭へのニーズ調査及び分析等を行う必要がある。

この要領は、本業務を適切に遂行する事業者を公募型プロポーザル方式により選定することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査等業務

(2) 業務内容

山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査等業務仕様書に掲げる業務

(3) 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(4) 提案上限額

3,872,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 担当課

山陽小野田市福祉部子育て支援課

〒756-8601 山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号

電話 0836-82-1175

FAX 0836-82-1240

e-mail kodomo@city.sanyo-onoda.lg.jp

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、委託業務を適格に遂行するに足る能力を有し、以下の要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申し立てをした者でないこと。ただし、更生手続き開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。
- (4) プロポーザル参加意向申出書の提出期限の日から受託候補者の契約締結の日までにおいて、山陽小野田市の契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年山陽小野田市条例第18号）第2条第1項第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員でないこと。また、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (6) 公租公課を滞納していないこと。
- (7) 過去に子ども・子育て支援事業計画等の策定支援、ニーズ調査等の実績を有する者。

4 提出書類

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を提出すること。

	書類名	様式	部数	提出期限
①	参加意向申出書 *本店所在地の法人税、事業税、消費税、地方税の滞納のない証明書（直近1年分）及び登記簿謄本又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書をいう。）の原本を添付（提出日前3か月以内に発行されたもの）	様式1	1部	9月1日（金） 午後5時

②	会社概要 *直近1事業年度の事業報告書、 貸借対照表及び損益計算書（複写 可）を添付	様式2	正本 1部 副本 7部 計 8部	
③	事業実績	様式3		
④	業務体制調書	様式4		
⑤	提案書	様式任意	正本 1部	
⑥	見積書	様式任意	副本 7部 計 8部	9月21日(木) 午後5時
⑦	見積書の積算内訳	様式任意		

※ 提出書類については、山陽小野田市ホームページから入手してください。

(2) 参加意向申出書等（(1) ①～④）の提出

①提出期限 令和5年9月1日（金）午後5時（必着）

②提出先 〒756-8601 山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号
山陽小野田市福祉部子育て支援課

③提出方法

持参（開庁日時以外は受け付けない。）又は郵送（期限内必着）

（郵送の場合は簡易書留とし、封筒の表面に必ず「山陽小野田市子ども・
子育て支援事業計画ニーズ調査等業務プロポーザル」と朱書きの上、到
着の確認をしてください。）

(3) 提案書等（(1) ⑤～⑦）の提出

①提出期限 令和5年9月21日（木）午後5時（必着）

②提出先 (2) ②と同じ

③提出方法 (2) ③と同じ

(4) 提案書の作成及び記載上の留意事項について

提案書の様式は任意とし、原則としてA4版で作成し、常識的なページ数
（30ページ程度）としてください。必要に応じてA3版三つ折りを使用
しても構いません。

提案書には、①～⑧の項目について記載し、子ども・子育て支援新制度に係る指針や国の動向、社会情勢の変化、山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画（第2期）等を踏まえてください。

- ①子ども・子育て支援事業計画策定に当たっての貴社の考え方
- ②教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の現状分析手法（本市の現状分析と課題等）
- ③ニーズ調査、実態調査の基本方針と作業方法
 - ア 調査概要と考え方（ニーズ調査の対象、調査票の配布、回収方法等）
 - イ 調査項目、設問設計について
 - ウ 調査結果からのニーズ把握の分析手法について
- ④本市のニーズ調査に独自に取り上げるべき項目とその意義
- ⑤教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の算出及び「確保方策」の考え方
- ⑥貴社が本市において特に必要と考える子ども・子育て支援の内容とその理由
- ⑦その他アピールポイント
- ⑧作業スケジュール

5 スケジュール（予定）

	内容	日程
①	プロポーザル公募開始	令和5年8月22日（火）
②	質問受付期限	令和5年8月28日（月） 午後2時（必着）
③	質問に対する回答	令和5年8月30日（水）
④	参加意向申出書等提出期限	令和5年9月1日（金） 午後5時（必着）
⑤	一次審査結果通知・提案書等の提出要請	令和5年9月11日（月）
⑥	提案書等提出期限	令和5年9月21日（木） 午後5時（必着）
⑦	二次審査（プレゼン）	令和5年9月26日（火）

⑧	審査結果通知	10月上旬
⑨	事業者決定、契約締結	10月中旬

6 質問及び回答

(1) 質問書の提出（電子メールのみ受付）

- ①提出期限 令和5年8月28日（月）午後2時（必着）
- ②提出先 山陽小野田市福祉部子育て支援課
kodomo@city.sanyo-onoda.lg.jp
- ③提出方法 質問書（様式5）を電子メールで送信
（受信確認を行ってください。）

(2) 質問に対する回答

- ①回答期日 令和5年8月30日（水）
- ②回答方法 山陽小野田市ホームページに掲載
- ③回答に当たっては全ての質問を公表しますが、質問者名は公表しません。また、本プロポーザルの公平性に影響すると思われる内容の質問については、回答しないことがあります。

7 審査の方法

(1) 審査委員会の設置

山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査等業務委託者審査委員会設置要綱を設置し、審査を実施。

(2) 審査方法

応募者が5者を超えた場合は、審査委員会は業務の実績等による書面審査を行い、プレゼンテーションの対象となる応募者をあらかじめ選定することができることとし、その結果、上位5者を二次審査の対象者とします。

二次審査においては、各審査委員が、(4)の審査基準に基づき、提案の優劣を判定します。その判定に基づく採点の合計により、最上位の者を受託候補者に選定し、受託候補者に次ぐ順位のを次順位受託候補者に選定します。なお、同点の場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を決定します。

なお、上記にかかわらず、次の場合には書面審査の時点で不合格となることがあります。

ア 提出書類に不備があった場合

イ 提案書等の内容が不十分、不明瞭であったり、又は論理性を欠いたりする場合

(3) プレゼンテーション・ヒアリング

提案書を提出した者には、次のとおりプレゼンテーション・ヒアリングを実施します。

①実施日 令和5年9月26日(火)(予定)

②開催時間及び開催場所 別途通知

③出席者 3人以内

④方法

ア 1者につき40分以内(準備5分以内、説明20分以内、質疑応答10分以内、片付け5分以内)

イ プレゼンテーションで使用するパソコン及び接続ケーブルについては、提案者で用意すること。(プロジェクター及びスクリーンは市で用意します。)

ウ 説明は、提出された提案書に沿って行うこととし、原則として追加資料等の提出は認めません。

エ 提案者による会場内での録音・録画は認めません。

⑤質疑応答

ア 審査委員が提案者に対して質問をします。

イ 質問に対する回答は、出席者の誰が行っても構いません。

⑥その他

ア プレゼンテーション・ヒアリングは非公開とします。

イ プレゼンテーション・ヒアリングを行う順番は、原則として参加意向申出書の受付順とします。

(4) 審査基準

提案者の評価項目及び配点は、次の表のとおりとします。また、提案者が最低限満たすべき点数の基準は、各評価者評価点数の平均値が120点以上であることとし、この基準を満たす者がいない場合は、再度選定を行うものとします。なお、提案者の数が1である場合にも審査を行います。

項番	区分	細番	項目	配点
1	業務遂行	1	組織体制、業務環境	10
		2	業務実施体制、業務担当者の実績	10
		3	業務実績	10
2	表現	1	プレゼンテーション	10
		2	質疑応答	10
3	企画・提案 内容	1	業務内容の理解度	140
		2	本市の分析度	
		3	調査の実施方法の的確性	
		4	調査の集計・分析方法の的確性	
		5	提案内容の的確性	
		6	独創性と魅力的な提案	
4	見積価格	1	価格面での優位性	10
合 計				200

8 結果の通知及び公表

審査完了後、市の意思決定を行った後、提案者に対して結果を通知します。また、審査結果については、市ホームページでも公表します。公表は契約締結後に行うこととし、提案者名の公表は次のとおりとします。

- (1) 契約相手が受託候補者の場合は、受託候補者のみとする。
- (2) 契約相手が次順位受託候補者の場合は、受託候補者及び次順位受託候補者とする。

9 契約に関すること

(1) 契約の締結

審査委員会の審査を経て選定された業者と交渉の上、随意契約を締結します。なお、選定された業者が指名停止等の措置要件に該当することとなった場合は、契約の締結を行わないことがあります。

(2) 契約締結に係る業務内容

選定業者から、本プロポーザルにおいて示された提案書の内容を基本とします。

(3) 契約金額

選定業者から、本プロポーザルにおいて示された見積書の金額を基本とします。

10 その他

- (1) 提案書の提出は、参加事業者1社につき1提案とします。
- (2) 提出された書類は、返却しません。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザルに係る選定業務以外には使用しません。ただし、情報公開請求があった場合には、山陽小野田市情報公開条例に基づき、第三者に開示する場合があります。
- (4) 提案書等の提出後の訂正・差し替え等は、原則として認めません。
- (5) 受託候補者は、契約締結に向けて仕様書の詳細について担当部署と協議を行っていただきます。
- (6) 参加事業者は、本プロポーザルで知り得た情報等について、他に漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とします。
- (7) 本プロポーザルに参加する者は、実施要領等の内容や審査事項について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- (8) 提案に要する費用は、全て提案者の負担とします。
- (9) 受託候補者と決定された者を対象として、業務内容、仕様書等の契約内容を協議した上で当該業務を委託する相手方を決定するので、受託候補者の決定をもって提案者の企画提案内容を全て了承するものではなく、また、当該業務を委託する相手方を決定するものではありません。
- (10) 選定後又は契約締結後に、受託候補者の提案書における虚偽の記載又は選定の公平性を害する行為があったと判明した場合は、優先交渉権の取消し又は契約を解除することがあります。
- (11) 受託候補者が契約締結までの手続き期間中に失格となった場合又は受託候補者との契約に係る協議が不調となった場合は、次順位受託候補者と契約に係る協議を行います。
- (12) 業務内容、仕様書等の協議が整った上で、山陽小野田市が契約書を作成します。
- (13) 次の事項のいずれかに該当する場合は失格となります。

- ①本要領に定める手続き等に適合しない場合
 - ②提出書類に虚偽があった場合
 - ③本プロポーザル公募開始後、審査委員会と当該業務に関する接触を求めた場合
 - ④見積書の金額が上限を超える場合
 - ⑤プレゼンテーションに遅刻・欠席した場合（ただし、やむを得ないと認められる理由がある場合を除く。）
 - ⑥その他審査委員会において不相当と認められた場合
- (14) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
- (15) 本要領に定めのない事項については、協議の上で決定します。

11 事務局

〒756-8601 山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号

山陽小野田市福祉部子育て支援課 担当 藤田

電 話 0 8 3 6 - 8 2 - 1 1 7 5 (直通)

F a x 0 8 3 6 - 8 2 - 1 2 4 0

e-mail kodomo@city.sanyo-onoda.lg.jp